江府町条例第19号

江府町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月25日

江府町長 白石 祐 治

江府町職員の育児休業等に関する条例(平成4年江府町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後

(目的)

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部分休業をすることができない職員)

- 第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 育児休業法第17条の規定による短時間 勤務をしている職員
 - (2) 勤務日の日数を考慮して別に定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。次条において同じ。)

(第1号部分休業の承認)

第19条 育児休業法第19条**第2項第1号に掲 げる範囲内で請求する同条**第1項に規定する 部分休業 (以下「第1号部分休業」という。) の承認は、30分を単位として行うものとす る。 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び**第2項**の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

改正前

(部分休業をすることができない職員)

- 第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 育児休業法第17条の規定による短時間 勤務をしている職員
 - (2) 勤務日の日数**及び勤務日ごとの勤務時 間**を考慮して別に定める非常勤職員以外 の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第 1項に規定する短時間勤務の職を占める 職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員 等」という。)を除く。)

(部分休業の承認)

- 第19条 部分休業 (育児休業法第19条第1項に 規定する部分休業をいう。以下同じ。) の承 認は、勤務時間条例第3条第2項に規定する 正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用 短時間勤務職員等を除く。以下この条におい て同じ。) にあっては、当該非常勤職員につ いて定められた勤務時間) の始め又は終わり において、30分を単位として行うものとす る。
- 2 特別休暇のうち規則で定める育児時間(以

2 労働基準法第67条の規定による育児時間

(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する**第1号**部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

- 第19条の2 育児休業法第19条第2項第2号に 掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定 する部分休業(以下「第2号部分休業」とい う。)の承認は、1時間を単位として行うも のとする。ただし、次の各号に掲げる場合に あっては、それぞれ当該各号に定める時間数 の第2号部分休業を承認することができる。
 - (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間 に分を単位とした時間がある場合であっ て、当該勤務時間の全てについて承認の請 求があったとき 当該勤務時間の時間数
 - (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間 未満の端数がある場合であって、当該残時 間数の全てについて承認の請求があった とき 当該残時間数

下「育児時間」という。)又は勤務時間条例 第15の2第1項の規定による介護時間の承 認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除 く。)に対する部分休業の承認については、 1日につき2時間から当該育児時間又は当 該介護時間の承認を受けて勤務しない時間 を減じた時間を超えない範囲内で行うもの とする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を超えない範囲内で)行うものとする。

- (育児休業法第19条第2項の条例で定める1 年の期間)
- 第19条の3 育児休業法第19条第2項の条例 で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌 年3月31日までとする。
- (育児休業法第19条第2項第2号の人事院規 則で定める時間を基準として条例で定める 時間)
- 第19条の4 育児休業法第19条第2項第2号 の人事院規則で定める時間を基準として条 例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の 区分に応じ、当該各号に定める時間とする。
 - (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
 - (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務 日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて 得た時間
- (育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)
- 第19条の5 育児休業法第19条第3項の条例 で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことをの他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第20条 職員が**育児休業法第19条第1項に規** 定する部分休業の承認を受けて勤務しない 場合には、江府町職員の給与に関する条例第 12条の規定にかかわらず、その勤務しない1 時間につき、同条例第16条第1項に規定する 勤務1時間当たりの給与額を減額して給与 を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第21条 育児休業法第19条第6項において準

(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第20条 職員が部分休業の承認を受けて勤務 しない場合には、江府町職員の給与に関する 条例第12条の規定にかかわらず、その勤務し ない1時間につき、同条例第16条第1項に規 定する勤務1時間当たりの給与額を減額し て給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第21条 第13条の規定は、部分休業について準

用する育児休業法第5条第2項の条例で定 める事由は、職員が第3項変更をしたときと する。

用する。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の江府町職員の育児休業等に関する条例第19条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。